⑶　構成員のうち代表者は土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。また、出資比率が第２位の構成員は土木の客観点数が1,200点以上の者（以下「Ａ者」という。）、又は土木の客観点数が1,000点以上でかつプレストレストコンクリートの客観点数が1,150点以上である者（以下「Ｂ者」という。）とし、出資比率が最下位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とする。

⑷　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。）した以下の同種工事の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。）を有すること。また、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。）した以下の類似工事の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

○同種工事

以下の全ての工事

㋐　鉄道におけるラーメン高架橋工事

㋑　鉄道におけるＰＣ上部工工事

㋒　ケーソン基礎による橋りょう工事

○類似工事

・第２位の構成員

Ａ者　以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

Ｂ者　以下の工事

㋒　鉄道におけるＰＣ上部工工事

・最下位の構成員

以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

⑸　土木及びプレストレストコンクリートにおける平成19年度及び平成20年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。）した以下の同種工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての経験は、代表者の場合のものに限る。）を有する者を配置することとし、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済のものに限る。）した以下の類似工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。ただし、出資比率が最下位の構成員（同率で最下位の構成員が複数いる場合においては、そのうちの１者に限る。）が配置する主任技術者又は監理技術者については、以下の類似工事の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、以下の同種工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。また、第２位の構成員のうち、Ｂ者が配置する鉄道におけるＰＣ上部工工事に係る技術者については、ＰＣ上部工工事期間中のみ配置し、その前後の期間は、類似工事（㋐ラーメン高架橋工事又は㋑橋りょう工事）の施工経験のある技術者を配置することができる。

○同種工事

以下の全ての工事

㋐　鉄道におけるラーメン高架橋工事

㋑　ＰＣ上部工工事（第２位の構成員がＡ者の場合に限る）

㋒　ケーソン基礎による橋りょう工事

○類似工事

・第２位の構成員

Ａ者　以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

Ｂ者　以下の工事

㋒　鉄道におけるＰＣ上部工工事

・最下位の構成員

以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に営業を支配する建設業者又はこれに順ずるものとして、機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書（仕様書）に参考として示された図面及び示方書（仕様書）等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般に関する具体的な施工計画を評価する。

ウ　工事目的物の性能・機能の向上に関する事項を評価する。

エ　社会的要請への対応に関する事項を評価する。

㋐　工事施工体制等評価について

○品質確保の実効性

（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合　得点15点

・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合　得点５点

○施工体制確保の確実性

（施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。）

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合　得点15点